

農地の貸借を農地中間管理事業で してみませんか!!



活用される方へのメリット

県公社へ貸される方

- ① 機構集積協力金の対象となります。
- ② 経営移譲年金の加算付年金の受給対象となります。

県公社から借りられる方

複数の貸付者がおられる場合、県公社が中間保有することで、貸借に係る手続きの複雑化が解消されます。

活用される 場合の 主な要件

- 農業振興地域内の農用地等が対象です。
 - 受け手が確保される見込みのある農用地等であることが必要です。
 - 機構が借り入れる期間は、極力おおむね10年以上となるようにしております。(5年可)
 - 賃借料については、金納(無償も含む)、物納のいずれかです。
- ※ 借り入れが難しい農地もあります。



お問合せ先

しまね農業振興公社農地集積推進員 !!

松江・隠岐地区(松江市、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村) TEL.080-8235-3066
 安来地区(安来市) TEL.080-2938-7480
 雲南1地区(雲南市) TEL.080-8235-8608
 雲南2地区(奥出雲町、飯南町) TEL.080-2944-2125

大田地区(大田市) TEL.080-2889-7883
 県央地区(川本町、美郷町、邑南町) TEL.080-8236-2878
 浜田地区(江津市、浜田市) TEL.080-2944-2366
 益田地区(益田市、津和野町、吉賀町) TEL.090-7139-2237